

子どもの権利を教える

ヤングケアラーについての出張授業を行った際の、児童生徒からの代表的な質問に「お手伝いと大人が担うようなケアとの境界線はどこにあるのか」というものがありました。

ヤングケアラーが担っているケアについての考え方や負担感は様々であるため、担っている役割だけをもって支援の必要性を判断することは困難です。

そこで、一つの目安となるのが「子どもの権利」です。児童生徒に自分たちに認められている権利を教えることで、お手伝いの範囲なのか、それ以上の役割を担っているのかを自分で判断することができるようになります。

同時に、相談できる場所や相手を教え、児童生徒が家族のお世話のことで悩んだり、迷ったりしたときに一人で抱え込まず、周りの人に助けを求めようとする力を身に付けさせることも大切です。

授業例

中学校3年生 社会科「基本的人権の尊重」(個人尊重)
中学校3年生 社会科「基本的人権の尊重」(社会権)



「子どもの権利条約」とヤングケアラー

子どもの権利条約は、1989年の国連総会において採択され、1990年に発効した。日本は1994年に批准。



生きる権利



育つ権利



守られる権利



参加する権利

「ユニセフ」HPより引用

ヤングケアラーに関連する権利

第2条 差別の禁止

第12条 意見を表す権利

第17条 適切な情報の入手

第24条 健康・医療への権利

第27条 生活水準の確保

第28条 教育を受ける権利

第31条 休み・遊ぶ権利 など

一般社団法人日本ケアラー連盟

11

一般社団法人 日本ケアラー連盟
「ヤングケアラーサポートクラス」講演資料より抜粋



掲載リストに戻る